

外来医療計画について

1 計画策定の趣旨

医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画に定める事項として新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加（計画期間：令和 2～5 年度）

現状

- ① 無床診療所の開設が都市部に偏在
- ② 診療科の専門分化が進んでいる
- ③ 医療機関の連携等が自主的取組に委ねられている

- 外来医療機能の偏在の可視化で
医師の行動変容、偏在是正に繋げる
- 外来機能の分化・連携について
地域の医療関係者等と協議し、方針を決定

2 外来医師偏在指標と人口 10 万人対外来医師数

外来医師偏在指標が全医療圏域（335 圏域）の 上位 33.3% に該当する二次医療圏を外来医師多数区域と設定

圏域名	外来医師偏在指標	人口 10 万人対 外来医師数	全国順位
全 国	106.3	106.3	—
京都府全体	133.2	138.1	—
丹 後	90.9	98.4	207 位
中 丹	103.8	111.4	113 位
南 丹	97.6	95.6	158 位
京都・乙訓	152.5	162.4	6 位(外来医師多数区域)
山 城 北	101.4	98.2	132 位
山 城 南	104.8	85.6	101 位(外来医師多数区域)

※2019 年 4 月に国が提示した暫定値

※外来医師とは、H28 医師・歯科医師・薬剤師調査の医療施設（病院及び診療所）
従事医師数のうち、診療所従事医師数を示す

3 議論のポイント

外来医師多数区域 (京都・乙訓、山城南) ※2019.4 暫定値	新規開業希望者に対しては、地域で不足する医療機能について協力を求める
外来医師多数区域以外	新規開業者（特に不足する診療科）の地域への誘導に有効な方法の検討

4 外来医療計画 調整会議における協議事項

(1) 外来医療機能に関する情報の可視化、新規開業者に求める事項	
① 計画において可視化する情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 圏域ごとの外来医師偏在指標、外来医師多数区域の設定 ◆ 病院及び医診療所医師数 診療所施設数の推移 …資料1 ◆ 圏域ごと・診療科ごとの人口10万対医療施設従事医師数 …資料2 ◆ 圏域ごとの外来患者の状況（外来患者対応割合、患者数推計）…資料3、4 ◆ 医療機関の位置情報 …資料5 等
② 外来医師多数区域における新規開業者等に求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅医療に係る研修への参加について …資料6 ◆ その他求める事項について
(2) 医療圏ごとの外来医療機能に係る検討	
外来医療機能の充実に必要な方策	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における診療所（診療科）の過不足状況 ◆ 在宅医療の状況について（医師会アンケート結果より）…資料7
(3) 医療機器の効率的な活用に係る検討	
① 計画において可視化する情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 圏域ごと対象医療機器の配置状況（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療器（リニアック、ガンマナイフ）の5種） …資料8 ◆ 医療機器保有施設の位置情報 …資料9
② 共同利用の方針、共同利用計画の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域医療支援病院以外の診療所同士の共同利用の可能性 …資料10 ◆ 共同利用を行わない方針の場合、理由の確認

5 今後の予定

時期	実施内容
11月～ 11月下旬	各圏域の調整会議で議論 地域医療対策協議会で中間案を審議
12月	議会で中間報告
1月	パブリックコメント実施
2月	議会で最終報告